

Title	原子力・核問題における特殊な日米関係の萌芽：トルーマン政権の対日原子力研究規制と緩和 1945-47
Author(s)	田中, 慎吾
Citation	国際公共政策研究. 17(2) P.113-P.126
Issue Date	2013-03
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/27168
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

原子力・核問題における特殊な日米関係の萌芽

— トルーマン政権の対日原子力研究規制と緩和 1945-47 —

Burgeoning of Special U.S.-Japan Relations with Nuclear Energy

— Truman's Policies of Research of Nuclear Energy in Japan 1945-47 —

田中慎吾*

Shingo TANAKA*

Abstract

This paper sheds light on the process and reasons behind Harry S. Truman's suggestion for the Far Eastern Commission (FEC) to permit basic research and academic instruction of nuclear physics in Japan in 1946 and acceptance the FEC's decision that prohibited any research in 1947. This paper argues that Truman administration planned to relax the restrictions from the various perspectives, such as the international negotiation for controlling nuclear energy at the United Nations and the policy in occupied Germany. After facing oppositions in FEC, however, Truman dropped his suggestion and sought for just the multilateral decision by the FEC to share responsibility of its restriction.

キーワード：冷戦、占領、極東委員会、原子力、ハリー・S・トルーマン

Keywords : The Cold War, the Allied Occupation of Japan, the Far Eastern Commission, Nuclear/Atomic Energy, Harry S. Truman

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

1945年8月30日、ダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥がアメリカ太平洋陸軍 (United States Army Forces, Pacific: USAFPAC) および連合国軍の最高司令官 (Supreme Commander of Allied Powers; SCAP) として厚木飛行場に降り立ち、日本の占領は開始された¹⁾。第2次世界大戦中よりアメリカでは日本においても原子力研究がおこなわれていることを把握していた²⁾。ゆえに占領開始直後にトルーマン (Harry S. Truman) 政権は、その実態調査とともに原子力分野を含む核物理学分野の研究を規制した。

しかし長崎への原爆投下からちょうど1年後の1946年8月9日、トルーマン政権は極東委員会 (Far Eastern Commission: FEC³⁾) に対して、ある提案をおこなった。それは、日本における原子力に関する研究・開発の禁止を維持する一方で、軍事的ではない基礎的な核物理学の研究と教育を許可すべきというものであった⁴⁾。こうしたトルーマン政権の提案に対して、FECの他の構成国はいかなる緩和にも反対した。半年に及ぶ議論の末にFECは、1947年1月30日、原子力分野における研究は基礎的・応用的を問わず全て禁止することを決定した⁵⁾。

本研究は、以上の経緯において次の2つの問題の解明を目指す。第1に、そもそもなぜトルーマン政権は1946年8月に、研究規制の緩和をFECへ提案したのかという点である。第2に、なぜ最終的にトルーマン政権は全面禁止のFEC決定を受け入れたのかという点である。

これまで占領下の原子力研究規制を扱ってきた研究の大半は、単に1952年4月の対日講和条約の発効まで規制が持続されたことを指摘するのみか、もしくは、後述するように1945年11月の基礎的な核物理学の実験機器であるサイクロトロン (cyclotron) の破壊過程について考察するに留まってきた⁶⁾。本稿が注目するFECにおける原子力研究規制の議論を含めて研究したものは数えるほどしかない。

1) アメリカによる事実上の単独占領となった日本では、USAFPACとSCAPの2つの総司令部 (General Head Quarters: GHQ) が制度上は並立した。GHQ/USAFPACは太平洋に配置された米陸軍に対して権限を保持しており、GHQ/SCAPは占領下日本の統治に権限を保持していた。そして、USAFPAC所属の第8陸軍師団がGHQ/SCAPによる占領政策の遂行を監視するという建前であった。ただ実際には、この2つのGHQは組織的にも人的にも重複することが多分にあった。Eiji Takemae, Robert Ricketts, and Sebastian Swann, *Inside GHQ: The Allied Occupation of Japan and Its Legacy* (New York: Continuum, 2002), pp.xxvii and 37.; 竹前栄治『占領戦後史』岩波書店、2002年、17頁。

2) Leslie R. Groves, *Now It Can Be Told; the Story of the Manhattan Project*, 1st ed. (New York: Harper, 1962), p.187.

3) このFECとは1945年12月のモスクワ外相会議において設置が合意された、対日占領政策の決定機関である。設立当初、アメリカ、イギリス、ソ連、中国、オランダ、フランス、インド、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フィリピンの11ヶ国から構成されていた。このうち米英ソ中には拒否権が与えられ、かつアメリカには中間指令 (interim directive) の発出権が与えられていた。命令系統としては、FECが決定した政策をアメリカ政府がGHQ/SCAPに伝達し、GHQ/SCAPが終戦連絡中央事務局を通して日本政府に指令を伝達するというものであった。George Hubbard Blakeslee, *The Far Eastern Commission a Study in International Cooperation: 1945 to 1952*, Dept. Of State Publication, Far Eastern Series 60 (Washington D.C.: Department of State, 1953), p.15.; 竹前、前掲書、49-52頁。

4) Note by the Secretary General, "Japanese Research in Technological Subjects," August 9, 1946. *Records of the Far Eastern Commission*, マイクロフィッシュNo. FEC(A)-0145; 国立国会図書館憲政資料室、永田町：東京【以下、*Records of the Far Eastern Commission*】。

5) From Secretary, General Nelson T. Johnson to Secretary of State, George C. Marshall, "Policy No.27: Japanese Research and Activity in the Field of Atomic Energy," January 30, 1947. *Records of the Far Eastern Commission*, マイクロフィッシュNo. FEC(A)-0124。

6) 前者の例として、吉岡斉『原子力の社会史—その日本的展開』朝日新聞社、1999年；後者の例として、山崎正勝「GHQ史料から見たサイクロトロン破壊」『科学史研究』第34巻 (1995年春)、24-26頁が挙げられる。

たとえば小沼通二と高田容士夫は、GHQ/SCAPによる研究規制とFECにおける議論の過程を、科学史の立場から整理している⁷⁾。その中で小沼と高田は、トルーマン政権によるFECへの緩和提案は、サイクロトロン破壊の批判を契機としたものであると示唆している⁸⁾。政池明は小沼・高田とほぼ同様の目的をもってGHQ/SCAP史料から経緯を紹介している⁹⁾。原子力研究を規制するGHQ/SCAPの担当部局である経済科学局(Economic and Scientific Section; ESS)に焦点を当てたものとして、ボーエン・デース(Bowen C. Dees)や市川浩による研究がある¹⁰⁾。

しかしこれらの研究によっても、FECへの提案は小沼・高田が示唆するようにサイクロトロンの破壊を契機とした日本との関係改善を主として目的としたものなのか、そしてFECによる決定を何故トルーマン政権は拒否権を行使することなく受け入れたのかという、本稿の設問は謎のまま残されている。

本稿が対象とする1945年から47年初頭とは、米ソ両国の戦時の協調関係が破綻し、トルーマン政権の対日政策は懲罰的姿勢から復興へと徐々に移行していく時期である。こうした中で、トルーマン政権はいかに日本の原子力規制・緩和問題を捉えてFECに提案し、提案を否決したFECの決定を受諾するという一連の決定をおこなったのだろうか。そこで本稿はまず次節においてトルーマン政権による初期の占領政策と対日原子力政策を概観し、第2節においてなぜトルーマン政権は研究規制の一部緩和をFECへと提案するに至ったのか検討する。その上で第3節では、FECにおける議論とトルーマン政権の対応を考察する。

第1節 占領の開始と日本の原子力問題への対処

(1) 初期の占領政策

占領初期に実施された様々な懲罰的な規制は、GHQ/SCAPにとって初期の占領政策の指針となった次の2つの文書に依拠していた。それはまず、「降伏後における初期の対日方針(United States Initial Post-Surrender Policy for Japan)」である。終戦前からトルーマン政権内部の国務・陸軍・海軍3省調整委員会(State-War-Navy Coordinating Committee; SWNCC)において検討されていた本文書は、終戦後に直接軍政から間接統治などの修正を経て、1945年8月31日にSWNCC150/4として決定され、9月6日にトルーマン大統領によって承認された。その内容とは、日本が二度とアメリカと世界の平和と安全に対して脅威とならないことを確保し、日本を平和的かつ責任ある国家へと変革させるとの占領目的を規定していた。そしてこの目的を達するための手段として、武装解除、経済

7) 小沼通二・高田容士夫「日本の原子核研究についての第二次世界大戦後の占領軍政策」『科学史研究』、第31巻(1992年秋)、138-145頁；小沼・高田「第二次世界大戦後の日本の原子核研究と極東委員会」『科学史研究』、第32巻(1993年冬)、193-201頁。

8) 小沼・高田、前掲論文第31巻、140頁；小沼・高田、前掲論文第32巻、200頁。

9) 政池明「占領軍による日本の原子核調査—米国公文書館などの保存文書より(I)(II)(III)」『日本物理学会誌』、第65巻第5号(2010年5月)、362-364頁、第65巻第6号(2010年6月)、449-451頁、第65巻7号(2010年7月)、567-569頁。

10) Bowen C. Dees, *The Allied Occupation and Japan's Economic Miracle: Building the Foundations of Japanese Science and Technology 1945-52* (Surrey: Japan Library, 1997), Chapter 5.; 市川浩「GHQ科学技術課の政策と活動について」『大阪市大論集』第54巻(1987年9月)、1-22頁。

の脱軍事化、人権の擁護や民主主義の発展などが規定されていた¹¹⁾。

他方の文書は、1945年11月1日にSWNCCが承認し、同月3日付けで統合参謀本部（Joint Chiefs of Staff: JCS）がJCS1380/15（=SWNCC52/7）として正式決定した、「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令（Basic Initial Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan）」である¹²⁾。同文書の内容は基本的にSWNCC150/4を継承したものであるが、前者のSWNCC150/4が単なるガイドラインであったのに対して、このJCS1380/15は明確な指令であった¹³⁾。

（2）日本の原子力研究への対処

こうした非武装・民主化という2つの主目的を掲げた対日占領政策下において、戦時中の日本における原子力研究と広島・長崎の被害の実態調査が開始された。これには幾つかの調査団が派遣されたが、主として2つの調査団が挙げられる。

第1に、マンハッタン工兵管区（Manhattan Engineer District）を率いていたレスリー・グローブス（Leslie R. Groves）少将の命によって、8月11日に結成された原爆調査団（Atomic Bomb Mission）である¹⁴⁾。これは、トーマス・ファーレル（Thomas F. Farrell）准将とジェームス・ニューマン（James B. Newman）准将を団長とし、ロバート・ファーマン（Robert R. Furman）少佐など約45名から構成されていた¹⁵⁾。第2に、マサチューセッツ工科大学（Massachusetts Institute of Technology）学長カール・コムプトン（Karl T. Compton）と、同大学工学学部長エドワード・モーランド（Edward L. Moreland）が率いた11名からなる科学情報調査団（Scientific Intelligence Survey to Japan）である。ただ、コムプトンらの調査団は、原子力研究のみに焦点を当てた原爆調査団とは異なり、レーダーなど旧日本軍の研究活動を広範にその調査対象としていた¹⁶⁾。

これらの調査団は、旧日本軍人や科学者など数多くの関係者を尋問し、また、研究・開発施設への査察をおこなった¹⁷⁾。こうした調査をもとにコムプトンは9月20日、戦時中の日本では爆発的な核分裂は発生し得ないとの誤った計算に基づいて、原子爆弾を作成しようと試みた形跡はないとの報告書を作成した。さらに同報告書では、常時査察の受入などの条件付きではあるが、日本において

11) 竹前、前掲書、19-20頁；“U. S. Initial Post-Surrender Policy for Japan (SWNCC 150/4/A),” September 21, 1945. 国立国会図書館ウェブサイト [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/022shoshi.html] において原資料が閲覧可能（以下、アクセス日はすべて2012年11月30日）。

12) 歴史学研究会『日本同時代史』第1巻「敗戦と占領」、青木書店、1990年、92頁；国立国会図書館ウェブサイト [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/036shoshi.html] において原資料が閲覧可能。

13) Theodore Cohen and Herbert Passin, *Remaking Japan: The American Occupation as New Deal* (New York: Free Press, 1987), pp.45-47.

14) たとえばコムプトンらの調査団は、300人以上に対して尋問をおこなった。中山茂・後藤邦夫・吉岡斉（編）『通史 日本の科学技術』学陽書房、1995年、47,61頁；笹本征男『米軍占領下の原爆調査—原爆加害国になった日本』新幹社、1995年、44-45頁。

15) なお、政池はファーマン少佐が団長であるかのような記述をしているが（前掲論文第5号、362頁）、彼は戦中日本の原子力研究の実態を調査する班長であった。笹本、同上、44, 294頁；Interview of Dr. Robert Furman by Finn Aaserud on March 7, 2002, (Frederick, Maryland: Niels Bohr Library & Archives, American Institute of Physics), <http://www.aip.org/history/ohiilist/25565.html>.

16) Dees, *The Allied Occupation and Japan's Economic Miracle: Building the Foundations of Japanese Science and Technology 1945-52*, p.24.

17) 中山茂・吉岡斉『戦後科学技術の社会史』朝日選書、1994年、21頁。

放射性物質の大量分離などを除いた核物理学の基礎研究を認めるべきだと提言した¹⁸⁾。一方、原爆調査団においてもファーマンが9月30日に報告書を作成し、戦中の日本政府および旧日本軍には原爆の具体的な開発計画は存在せず、研究開発の優先度は低かったと結論付けた¹⁹⁾。

これらの報告書が指摘したように第2次大戦中の日本における原子力研究は全体の進捗度からすれば遅々としたものであったが、潜在的な脅威であることは疑問の余地がなかった。そこでトルーマン政権は、日本における原子力研究を規制した。それが9月22日の総司令部指令第3号（SCAP Directive No.3）の公示であった。この指令は8項a及びbにおいて、全ての研究所に1940年からの研究活動を報告し、常時査察を受け入れることを命じるとともに、8項dにおいてウラニウム235および他の放射性物質の大量分離を禁止していた²⁰⁾。つまり、この時点では単純に放射性物質の大量分離が禁止されているのみで、文字通りに解釈するのであれば、それに至らない核物理学研究は許可される可能性が残されていた。

しかし10月31日、JCSは新たな指令WX79907をGHQ/USAFAPACへと発出した。このWX79907は、原子力研究と関連する全ての設備（facility）の押収と、研究に関与していた関係者の拘束を指示するとともに、原子力とその関連（atomic energy and related matters）のいかなる研究活動も許可すべきではないと規定していた²¹⁾。この文言により、原子力分野のみならず核物理学分野全般が禁止されるものと解された。

そしてこのWX79907に規定されていた設備の押収という文言が、有名な問題を生み出すことになった。それが1945年11月に起こった理化学研究所、大阪帝国大学、京都帝国大学の3施設が保有していたサイクロトロン破壊であった。

（3）サイクロトロンの破壊とその反響

戦時中に日本の原子力研究を主導していた理化学研究所の仁科芳雄博士は、9月22日の指令第3号が出された後の10月15日、サイクロトロンの使用をGHQ/SCAPに申請し²²⁾、同月17日付けで指令第3号を遵守する条件では許可を得ていた²³⁾。しかし、上述したように同月31日のWX79907を受けたGHQ/SCAP内で同指令の文言解釈が問題となり、一度は許可したサイクロトロンの使用の是非について陸軍省に問い合わせた。11月10日付けの陸軍省の返電は、原子力関連の研究を完全に禁止

18) From Karl T. Compton to Col. K. S. Tait and Col. R. C. Kramer, "Control of Work in Japanese "Atom Smashing," or More Generally Nuclear Physics Laboratories," September 20, 1945. *Nuclear Corre. File*, Box no.1. Records of SCAP Scientific and Technical Division of Economic and Scientific Section, RG331. National Archives, College Park: MD (hereinafter, *Nuclear Corre. File*) ; 小沼・高田、前掲論文第31巻、139頁。

19) From Robert R. Furman to J.B. Newman, "Summary Report, Atomic Bomb Mission, Investigating into Japanese Activity to Develop Atomic Power," September 30, 1945. *Nuclear Corre. File*, Box no.1.

20) この指令第3号は日本帝国政府に対し、賃金・物価の経済統制、生活必需品の生産最大化などを求めていたことにくわえて、武器・弾薬などの軍需品の生産禁止、輸出入の禁止などを規定していた。外務省政務局特別史料課『日本占領重要文書』第1巻基本篇、日本図書センター、1989年。

21) From JCS to USAFPAC, "WX79907," October 31, 1945. *Nuclear Corre. File*, Box no.1.

22) 仁科芳雄発ダグラス・マッカーサー宛、1945年10月15日、中根良平・仁科雄一郎・仁科浩二郎・他(編)『仁科芳雄往復書簡集 現代物理学の開拓』第III巻、文書番号1179、1171-1172頁。

23) H. W. アレン (H. W. Allen) 発日本帝国政府宛、1945年10月17日、中根・仁科・仁科・他(編)、同上、文書番号1182、1175頁。

し、理研・大阪帝大、京都帝大のサイクロトロンを破壊せよとの命令であった。この命令に基づいて、11月24日までに全てのサイクロトロンが破壊され、海中に投棄された²⁴⁾。

この事件が翌日から報道されると、日米両国の科学者を中心に猛烈な非難が巻き起った。その先駆けがマンハッタン工兵管区の主要工場の一つがあったテネシー州オークリッジの科学者達であり、彼らは破壊行為を「不埒で馬鹿げており (wanton and stupid)、人類に対する罪である」と激しく非難した²⁵⁾。さらに12月5日、日本での調査を終えて帰国していたコンプトンは、陸軍省長官ロバート・パターンソン (Robert P. Patterson) 宛の手紙において「完全に馬鹿げた不埒な行為であり、軍に対する民間の信頼を著しく傷つけた」と非難した²⁶⁾。このようなサイクロトロン破壊によるトルーマン政権批判に直面し、パターンソン陸軍長官は12月15日、破壊は誤った命令に基づいたものであったと説明し、謝罪に追い込まれた²⁷⁾。

同日、JCSはGHQ/SCAPに対して新たな指令WX88780を発出した。この指令は、WX79907で指示していた関係者の拘束の解除と、研究施設への日本人科学者の自由な立ち入りを許可していた。ただ一方で同指令は、原子力研究が引き続き禁止されるべきこと、日本人科学者の活動と原子力が研究されうる全施設に対して定期的な物理的チェックと、放射性物質であるウランとトリウムの押収を指示していた。なお、この指令は更なる指示があるまで日本側に非公表とされていた²⁸⁾。

このWX88780は、サイクロトロン破壊によって生じたトルーマン政権への批判を受けて、トルーマン政権が対日原子力研究規制を緩和へと方針を修正させた結果であると考えられてきた。そしてこうした緩和路線の延長線上に、本稿が焦点を置く1946年8月9日のFECへの基礎的な核物理学分野の研究と教育を許可するとの提言があったと先行研究は示唆してきた²⁹⁾。果たしてそれは妥当かつ十分な説明なのだろうか。そこで次節では、トルーマン政権がFECへの提案に至る決定過程と要因を考察する。

第2節 FECへの提案に至る過程と要因

(1) GHQ/SCAPからの要請

サイクロトロンの破壊とその批判は、日本人科学者との友好関係を毀損しかねないゆえに、東京のGHQ/SCAPにおいて大いに問題視された。これはWX88780の履行確保には日本人科学者の協力が必要不可欠だったからである。というのは、WX88780が日本側に公示されていないことが問題であった。日本側にとってみれば1945年9月22日の指令第3号で放射性物質の大量分離のみが禁止されているのみで、GHQ/SCAPがWX79907とWX88780を受けて核物理研究全般を禁止する方針であ

24) 山崎、前掲論文、24頁。

25) "Scientists Protest Cyclotron Wrecking; Liken It to Louvain Library Sacking," *New York Times*, November 26, 1945.

26) "Compton Calls Cyclotron Smashing in Japan 'Act of Utter Stupidity,'" *New York Times*, December 6, 1945.

27) Robert S. Norris, *Racing for the Bomb: General Leslie R. Groves, the Manhattan Project's Indispensable Man*, 1st ed. (South Royalton, Vt.: Steerforth Press, 2002), p.452.

28) From JCS to USAFPAC, "WX88780," December 15, 1945, *Nuclear Corre. File*, Box no.1.

29) たとえば小沼・高田、前掲論文31巻、140頁。

ることは知りようがなかった。GHQ/SCAPにとっても、2つの指令の公示が許可されていない以上、日本側に何が禁止で何が許可されているのかを表立って伝えることができなかった。それゆえに、核物理学分野の研究全般の規制には日本人科学者の自制に依るところが大きかったのである。

そのため、GHQ/SCAP内では基礎研究の許可のために様々な理由が持ち出された。たとえば、ESS内の人的制約、日本人科学者が広島と長崎の現地調査から手に入れたアメリカの原爆の原材料や威力といった機密情報を他国へ流出してしまうといった懸念などがあった。更には、基礎研究すらも規制することは日本人科学者に克服すべき課題を与えてしまっており、許可すれば結果として研究は物的制約からなされないとの議論まで持ち出されていた³⁰⁾。

ただし、GHQ/SCAPの主たる関心はむしろ指令第3号と後の2つの指令内容との不一致の解消にあった。実際、年が明けた1946年1月からGHQ/SCAP内において、こうした状況を解消すべく検討が開始された。その中心となるのが、ESS内の産業課 (Industrial Division) であり、同月に赴任してきたノースウェスタン大学 (Northwestern University) の核物理学者であったラッセル・フィッシャー (Russell A. Fisher) 少佐であった。フィッシャーは2月14日、原子力の利用と管理は今やアメリカの軍事的・経済的・政治的安全保障にとって極めて重要であるとし、GHQ/SCAPにおいてWX88780に基づいた日本の原子力研究の管理は未達成の課題となっていることを指摘した。その上で彼は、ESS内に特別組織を創設し、管理計画を早急に策定すべきであると、産業課長ジョセフ・オハーン (Joseph O'Hearn) 中佐へと提言した³¹⁾。そして3月15日、オハーンはフィッシャーの提言をそのままESS局長ウィリアム・F・マーカット (William F. Marquat) 少将へと報告し、マーカットは原子力開発の厳格な管理に対してアメリカ国民と議会の関心が高まっている状況下において、日本における原子力研究の管理が緩慢 (laxity) であるとの批判を避けるために、規制の強化が喫緊の課題となっていると認識を示した。くわえて、現在唯一公示されている放射性物質の大量分離を禁止した指令第3号では、WX79907とWX88780の2つの指令をも包括していると解釈することは不可能であり、現状の規制に不備があるとの認識を示したのであった³²⁾。

このような認識を元にGHQ/SCAPはJCSに対して明確な指針を要求していくわけである。つまり、GHQ/SCAPにとっては、これまでの不十分な研究規制の状況を解消して、明確に原子力研究を禁止する管理体制を整備することを第一義的に目指したのであった。それを大前提に基礎研究を認めるべきとの要請には、たしかに先行研究が指摘してきたように日本人科学者との友好関係を維持するとの狙いもあった。それは規制強化の政策の立案に携わった米国人科学者にとってみれば、基礎的な核物理学分野を管理する必要はあれども、禁止することなど馬鹿げた考えであったからである。つまり、日本人科学者へのサイクロトロン破壊への謝罪や補償の意味合いのみから基礎的な

30) Memorandum for Chief of Staff, "Brief of Radios WAR SVC 8626 (Scientific Aspect) and W91539," Unknown Date. 安斉育郎(編)『GHQトップ・シークレット文書集成 第IV期』第4巻、柏書房、1998年、216-217頁。

31) Memorandum to Chief of Industrial Division of ESS, "Recommendations Regarding Atomic Energy Control," February 14, 1946. *Nuclear Corre. File, Box no.1.*; Dees, *The Allied Occupation and Japan's Economic Miracle: Building the Foundations of Japanese Science and Technology 1945-52*, p.93.

32) From ESS to Chief of Staff, "Proposed Action on WX 88780 dated 15 Dec. 1945," March 15, 1946. *Nuclear Corre. File, Box no.1.*

研究を認めるべきとの提案をおこなったわけではなかった。

(2) トルーマン政権内部における検討要因

ワシントン DC のトルーマン政権内部においても、サイクロトロン破壊とその批判は重大な問題として認識されていた。実際、対日占領政策への悪影響は1946年2月26日にワシントン DC の旧日本大使館において初会合を迎えた FEC において現れていた。

初会合から間もない3月4日、トルーマン政権は FEC 各国に対してこれまでの日本に対する原子力の研究規制を報告し、FEC はこれを FEC12 として採択した³³⁾。3月14日には、イギリスが次のような提案をおこなった。それは、日本における純粋及び応用研究に於ける研究機器の破壊及び研究への干渉は、将来の安全保障にとって何が必要であるかを見極め日本の科学の将来とその現状について調査が終了するまで延期すべきというものであった³⁴⁾。小沼・高田も指摘するように、これは明らかに前年11月のサイクロトロンを破壊したアメリカへの批判であった³⁵⁾。つまり、サイクロトロンの破壊はトルーマン政権が戦後の重要問題の一つとして対処してきた原子力の管理と対日占領政策に対する各国の関心を高め、そこに干渉してくる余地を作ってしまったことを意味していた。

くわえて、原子力の国際管理交渉への影響も考えられた。1946年1月24日、国連総会において国連原子力委員会の設置が全会一致で決定されていた。国務省内ではディーン・アチソン (Dean Acheson) 国務次官を委員長とする委員会が設立され、その諮問委員会においてデビッド・リリエンスール (David E. Lilienthal) が中心となり、原子力の国際管理についてのアメリカ側提案の作成が進められていた。

そもそもトルーマン政権は第2次大戦終結前後より、新たな発見である原子力の恩恵は人類全体に行き渡るべきものであり、そのために国際管理体制の早急な構築を目指すとしていた。その管理下においては、原子力についての調査と情報交換は自由になされるべきであると表明していた³⁶⁾。3月17日に完成したリリエンスールによる報告書は、原子力開発機関 (Atomic Development Authority) を中心とする広範囲な国際管理体制の構築を目指すものであった。そうした体制下においては機微な情報以外は開示し、潜在的な危険性がない研究は許可されることが想定されていた³⁷⁾。バルーク (Bernard M. Baruch) によって引き継がれた案においても、基本的にはこの考えは継承されていた。

このように、占領下の日本に対して原子力に直結する研究の禁止は当然としても、基礎的な核物理学分野の研究を禁止していることはトルーマン政権が目指すとしていた原子力の国際管理体制と

33) Note By Secretary General, "Far Eastern Commission Policy For Research on Atomic Energy," March 6, 1946. *Records of the Far Eastern Commission*, マイクロフィッシュ No. FEC (A)-1043.

34) Notes by the Secretary General FEC, March 14, 1946. *Ibid*, マイクロフィッシュ No. FEC (A)-0145.

35) 小沼・高田、前掲論文第32号、195頁。

36) たとえば、1945年10月3日の原子力特別教書や、11月15日の米英加3カ国共同声明にも同様の主張は見取れる。Harry S. Truman, "Message to the Congress on Atomic Bomb," October 3, 1945. Website of Atomic Archive (<http://www.atomicarchive.com/Docs/Deterrence/Truman.shtml>); Joint Declaration by the Heads of Government of the United States, the United Kingdom, and Canada, November 15, 1945. Website of NuclearFiles.org (http://www.nuclearfiles.org/menu/key-issues/nuclear-energy/history/dec-truma-atleeking_1945-11-15.htm)

37) 西岡達裕『アメリカ外交と核軍備競争の起源 1942-1946』彩流社、1999年、221-222頁。

不整合な状況であることを意味していた³⁸⁾。

さらに、占領下ドイツにおける研究規制との兼ね合いも考慮された。第2次世界大戦中のドイツでは日本よりもはるかに原爆研究が進んでいた³⁹⁾。そして日本よりも早く占領が開始されたドイツに対してJCSは当初懲罰的な姿勢で望み、厳格な研究規制を検討していた。そのような懲罰的な政策姿勢を修正させたい国務省とその意向を受けたバンネーバー・ブッシュ (Vannevar Bush) 科学研究開発局 (Office of Scientific Research and Development) 局長は、ブルーリボン委員会を設置し、イリノイ大学 (University of Illinois) の化学者ロジャー・アダムズ (Roger Adams) を委員長に据えた。この通称アダムズ委員会による報告書は1945年7月6日に完成し、アダムズは11月に陸軍省のエキスパート・コンサルタントとして3ヶ月間ドイツに赴任し、科学政策の立案に助言をおこなった⁴⁰⁾。

トルーマン政権の対独政策全般が徐々に懲罰から復興へと移行していたこともあり、ドイツでは戦争目的ではない基礎的な研究全てが基本的には認められることになった。それが、1946年4月29日に定められた、法律第25号「科学研究の管理 (Law25 “Control of Scientific Research”)」であった。この法律は、全体的あるいは主として軍事的性質ではない基礎研究を、全体的あるいは主として軍事的性質の応用科学のための規模と特殊な建設を含む場合に限り禁止すると規定していた⁴¹⁾。これにより、核物理学分野も明確に軍事的性格を持つ研究以外は、広く基礎研究が認められた。このように同じ旧敵国であり、さらに原子力研究がより進んでいた占領下のドイツに認められている基礎的な核物理学研究を、日本に認めない積極的な理由は見当たらなかった⁴²⁾。

以上、原子力分野のみならず核物理学分野全般を禁止していた日本における研究規制は、6月14日より開始された国連原子力委員会における原子力の国際管理交渉におけるアメリカ側提案、そして、ドイツにおける占領政策のいずれとも不整合なものであった。くわえて重要であったのは、こうした新たな科学分野の政策立案における科学者の存在であった。サイクロトロン破壊で傷ついた米国内での政府及び軍部と科学者の関係修復のためにも、米国人科学者からの規制緩和提案を聞き入れる必要があったと推察される。そこで、GHQ/SCAPの提言を鑑みながら、こうした不整合を解消しようと、トルーマン政権内部ではSWNCCの極東小委員会を中心に検討が開始されたのであった。

(3) トルーマン政権内部の決定過程

研究規制が問題になった1946年初頭、トルーマン政権の対日占領政策は懲罰的な態度から復興へ

38) Memorandum for Chief of ESS, “Publicity Aspect of Proposed Instruction by SCAP Authorizing Japanese Research in Technological Subjects—A Report of 22 October 1946 by the State-War-Navy Coordinating Sub-committee for the Far-East, SWNCC 52/23 as amended by SWNCC 52/24,” December 27, 1946. *Subject Correspondence File*, Box no. 2, Record of SCAP, RG331; National Archives, College Park; MD (hereinafter, *Subject Correspondence File*).

39) Groves, *Now It Can Be Told; the Story of the Manhattan Project*, pp.224-49.

40) John Krige and Ebrary Inc., *American Hegemony and the Postwar Reconstruction of Science in Europe*, Transformations (Cambridge, Mass.: MIT Press, 2006), pp.45-47.

41) *Ibid.*

42) State-War-Navy-Coordinating Committee, “Publicity Aspect of Proposed Instructing By SCAP Japanese Research in Technological Subjects,” October 22, 1946. *Subject Correspondence File*, Box no.2.

と徐々に移行していた。それを体現したのが、SWNCCにおいて2月18日に作成された、1945年9月22日の指令第3号を修正するためのSCAPIN⁴³⁾ 984であった。これは指令第3号を、好戦的活動の分野を目指した場合を除いて、科学および技術知識の伸展のための研究や教育は許可するとの修正をおこなうものであった⁴⁴⁾。

このSCAPIN984について、極東小委員会がJCSおよびGHQ/SCAPなどにコメントを求めたところ、1946年4月6日、GHQ/SCAPはSCAPIN984とWX88780との関連について疑義を唱えた。公示されている指令第3号を上述のようなSCAPIN984で修正した場合、非公表のWX88780に抵触するのではないか、すなわち、許可される研究や教育に核物理学分野を含めてよいのかという問題を提起したのであった。

このGHQ/SCAPからの問い合わせはしばらく放置され、ようやく5月2日にSWNCCは当該問題についてはFECの決定を待つことを決定した⁴⁵⁾。そして5月25日、指令第3号にある放射性物質の大量分離の規定を例外としてSCAPIN984は公示され、日本の科学研究は再生の一步を歩み出した。

一方、FECに決定が委ねられることになった原子力研究の規制問題については7月3日、FECへの提案用としてSWNCC52/20が作成された。このSWNCC52/20では、日本の原子力研究規制問題はアメリカの単独決定よりもFECでの決定が好ましいとされていた。そして、核物理学分野における基礎的な研究と学術講義を必要な監視の下に許可するが、研究のためのごく微量を除いて放射性物質の生成に関する研究や原子力の実用化に向けたいかなる研究・開発を禁止するという提案であった⁴⁶⁾。

このSWNCC52/20にコメントを求められたGHQ/SCAPでは、ヘンリー・フォン・コルニッツ(Henry von Kolnitz)中佐による、科学者としての立場からも占領軍としての立場からもエクセレントであるとのコメントが、そのままGHQ/SCAPの返電として7月9日にJCSへ送付された⁴⁷⁾。そして、7月17日JCSにおいてもSWNCC52/20(=JCS1380/28)が検討され、マンハッタン工兵管区の専門家からも軍事的側面について異論が生じなかったとして、GHQ/SCAPの返答を加味したJCS1380/30として採択された⁴⁸⁾。これらを踏まえてSWNCCは7月31日、SWNCC52/20として正式に承認し、1946年8月9日にアメリカ政府代表团によってFECへ提出された。しかしそこに待ち受けていたのは、トルーマン政権にとって想定外の反応であった。

43) SCAPINとはSCAP Instructionの略であり、1946年1月28日から使用が開始され、前年に遡って番号が付与された。大蔵省財政室(編)『昭和財政史 終戦から講和まで』第3巻アメリカの対日占領政策、東洋経済新報社、1976年、136頁。

44) 外務省政務局特別史料課、前掲書、87-89頁。

45) From JCS to GHQ/SCAP, W88233, May 17, 1946. *Nuclear Physics Corre.File*, Box no.1.

46) From JCS to GHQ/SCAP, W93578, July 7, 1946. *Subject Correspondence File*, Box no.3.

47) Memo for Record, July 9, 1946. *Subject Correspondence File*, Box no.3; From GHQ/SCAP to JCS, C-63073, July 16, 1946. *Nuclear Physics Corre. File*, Box no.1.

48) Joint Chiefs of Staff, "Policy Statement Regarding Japanese Research in the Atomic Energy Field," July 17, 1946. *Subject Correspondence File*, Box.2.

第3節 FECにおける議論と経過

(1) FEC各国の反応

提案されたSWNCC52/20はFEC024/1として、FECの議事運営委員会(Steering Committee; SC)の場において議論が開始された。ただ、FEC024/1に対する訓令が各国の代表団に届かなかったために、8月一杯は放置されていた。9月4日の時点でも多くの代表団が自国政府の訓令を入手できていなかったが、ようやく本格的な議論が開始された。

たとえばオーストラリア政府代表団の一角ジェームズ・プリムソル(James Plimsoll)は、9月4日の第28回SCにおいて、自国政府の公式見解ではなく私見と断った上で、このFEC024/1に大きな不快感を示した。彼プリムソルは、原子力分野のみならず核物理分野の研究を日本政府と科学者に認めることはあまりに時期尚早であり、その必要性について全く見当がつかないと述べた。また、ニュージーランド政府代表団のG. R.パウレス(G. R. Powles)は、プリムソルと同様の意見であり、現在ニューヨークにておこなわれている国連原子力委員会での交渉の進展を待つべきであるとした。フランスやインドなど各国政府の代表団もこうした見解に同調した。なお、ソ連政府代表は自国政府の訓令が未達であるとして留保を示したのみであった⁴⁹⁾。

くわえてインド政府を含め各国の代表団は、なぜ今アメリカがこのようなFEC024/1を提案するのか、その真意を訝しかった。こうした戸惑いはFEC12に由来していた。1946年3月に日本における現行の研究規制(指令第3号、WX79907、WX88780)を文書化したFEC12が存在しているのに、なぜ今敢えて研究緩和を提案するのかとアメリカの真意を固りかねたのである。この疑義に対して、アメリカ政府代表団のEarle R. Dickoverは、自政権内での様々な政治過程をフォローしきれておらず、こうした提案がなぜ今自国政府から提出されたのか十分な説明がすることができないと述べる始末であった⁵⁰⁾。

(2) トルーマン政権の対応

こうした各国の厳しい反対は、トルーマン政権にとって想定外であった。このFEC024/1では原子力の実用化にかかわるような放射性物質の大量分離などの研究開発は禁止が明示されていた。また、原子力の実用化に成功したアメリカ政府にとってみれば、基礎的な核物理学分野の研究や教育が対象とするような内容は、1945年8月12日に公表していた、いわゆるスミス・レポート(Smyth Report)で既知の事実となっていたとの認識があった⁵¹⁾。それゆえに、まさか大変価値ある深淵な文書とまで自ら評していたFEC024/1に対して各国政府がここまで強く反対するとは想定していなかった。

アメリカ政府代表団は翌日の9月10日の第29回SCにおいて、FEC024/1が名国に受け入れられな

49) "Transcript of Twenty-Eighth Meeting of the Steering Committee on September 4, 1946," *Records of the Far Eastern Commission*, マイクロフィッシュNo. FEC(B)-0129.

50) *Ibid.*

51) Henry De Wolf Smyth, *Atomic Energy for Military Purposes: The Official Report on the Development of the Atomic Bomb under the Auspices of the United States Government, 1940-1945* (Princeton: Princeton University Press, 1945).

かったことを憂いつつ、FEC024/1を修正のために撤回することにし、全会一致で認められた⁵²⁾。そしてアメリカ政府代表団は、國務省経由でSWNCCに対してFEC24/1の下地であるSWNCC52/20の再検討を要請した。具体的には、FEC024/1があまりに技術的で難解な文書であったことがFEC各国を説得できなかった要因であるとして、アメリカ政府が今なぜ日本に研究規制の緩和を望むのかについて、非技術的な用語で理由の明示を求めた。

こうしてSWNCCの極東小委員会で再検討がなされた結果完成されたのがSWNCC52/23である。本文書はFECに規制緩和を求める理由として2つを挙げていた。第1に、サイクロトロン破壊による批判の二の舞いを避けることであった。新たな原子力研究の規制は不整合さを解消するために日本側に公表される必要があった。そのために、もし、日本の基礎的な核物理学分野の研究をも規制し続けるのであれば、アメリカ単独ではなく連合国間の決定が好ましいとの責任の分散化を狙ったものであった。第2に、占領下ドイツでは基礎的な研究が認められていることから、日本に禁止する根拠たる十分な理由は見当たらないというものであった⁵³⁾。

そして、なぜ国連の原子力委員会でおこなわれている原子力管理交渉の結果を待たないのかという各国の疑念に対してこの文書は、原子力の利用のための放射性物質の生産・分離そして施設の建造などは完全に禁止しており、また、基礎的研究については完全にあるいは主として軍事的性格をもつ原子力の分野における基礎的研究の場合のみ禁止されると規定していることから、原子力の管理交渉と全く矛盾するものではないとされた⁵⁴⁾。そしてもし国連原子力委員会での交渉が成立し国際的な管理枠組みが構築されたのであれば当然日本も組み入れられること、さらに、日本が管理枠組みの構築前に講和条約が発効した場合は、その中に原子力規制の文言が挿入されるべきとしていた⁵⁵⁾。アメリカ政府代表団は12月16日、これをFEC024/2として提案した。

(3) 妥結とその後

しかしこうしたFEC024/2であっても、FEC各国の同意は得られなかった。提案翌日の12月17日の第44回SCにおいてソ連政府代表団は、日本にはいかなる原子力研究も認められるべきではないとの主張を繰り返し、連合国間でドイツの法律第25号が採択された時には国連原子力委員会での交渉が開始されておらず事情は大きく異なっているとした。さらにアメリカ政府代表団の提案は特定の科学分野において日本に研究をさせるべく、制限を緩めるものであると批判した⁵⁶⁾。つまりソ連政府代表団は、トルーマン政権が日本を自国の原子力研究に引き込むのではないかと懸念していたのであった。

52) "Transcript of Twenty-Ninth Meeting of the Steering Committee on September 10, 1946," *Records of the Far Eastern Commission*, マイクロフィッシュNo. FEC(B)-0129&0130.

53) SWNCC52/23, "Publicity Aspect of Japanese Research in Technological Subjects," October 22, 1946. *Subject Correspondence File*, Box no.2.

54) *Ibid.*

55) *Ibid.*

56) Memorandum for General McCoy by Samuel S. Stratton, "U. S. Policy Proposal on Japanese Atomic Research (FEC-024/2)," December 17, 1946. *Records of the Far Eastern Commission*, マイクロフィッシュNo. FEC(B)-1377.

こうして修正案 FEC024/2においても FEC 各国の支持が得にくいと判断したトルーマン政権では、SWNCC において再度議論がなされ、次のような決定がなされた。すなわち、FEC における合意の取り付けを最優先として、米側提案よりも規制が緩和にならない条件において、SWNCC としては合意内容に反対しないことが決定されたのであった⁵⁷⁾。

そこで12月31日の第45回 SC において、アメリカ政府代表団は自国の提案内容の修正に応じる用意があることを表明した。年が明けた1947年1月7日の第46回 SC では、アメリカの陸軍省よりマンハッタン計画に関与していた専門家が、FEC 各国に FEC024/2 の趣旨を説明した。しかし、中国政府代表団は第2次大戦中に旧日本軍が中国人を人体実験に使用していたことを持ち出し、日本に基礎的な研究ですら認めることがいかに危険かを訴えるなど、アメリカ案を修正して合意に達することは、明らかに不可能であった⁵⁸⁾。ゆえに、アメリカ政府代表団は自国案の修正に応じるとの姿勢から更に押し進め、アメリカ政府が望むものは単に多国間の決定であり、その中身については拘らないことを表明した。

そこで、この第46回 SC では、SC の下にアドホック・グループを設立して新たな決議案を作成することに合意がなされた。このアドホック・グループに選ばれたのが、当該問題に最も関心を示していたアメリカ、中国、オーストラリアの3ヶ国であった。オーストラリアおよび中国とも日本への懲罰的な態度を頑なに維持していたことから、どのような提案がこのアドホック・グループから出されるのかは自明の理であった。結果、「日本の原子力分野の基礎的および応用研究 (fundamental or applied nature) にかかわらず禁止する」という新たな提案が創られ、FEC はこれを FEC024/7 として、1月30日に全会一致で採択したのであった。

こうして決定された FEC024/7 は JCS によって2月6日に GHQ/SCAP に伝えられた。ただ、これは FEC12 とほぼ同様の内容であり、現状維持的な意味合いが強かった。それゆえに GHQ/SCAP は同文書に基づいた新たな指令の発出を避けること、そして、基礎研究を認可するように再び JCS へと要求した。しかしトルーマン政権として FEC へ再度提案することはなかった。結局、日本の原子力研究の禁止が正式に撤回されたのは、1952年4月28日の対日講和条約の発効においてであった。

おわりに

以上、本稿はトルーマン政権がなぜ1946年8月9日に、基礎的な核物理学分野の研究と教育を許可するとの緩和案を FEC に提出したのか、そして、それが FEC において否決された際に、なぜ拒否権を行使することなくそれを受け入れたのかという2点を解明すべく考察をおこなってきた。

これまでの先行研究では、1945年11月に起こった日本のサイクロトロン破壊によって生じた批

57) Memorandum for General McCoy by Samuel S. Stratton, "U. S. Policy Proposal on Japanese Atomic Research (FEC-024/2)" December 17, 1946. *Ibid.*

58) "Transcript of Forty-Sixth Meeting of the Steering Committee on January 7, 1946," *Records of the Far Eastern Commission*, マイクロフィッシュ No. FEC(B)0141-0142.

判がトルーマン政権の原子力研究規制を緩和路線へと修正させ、対日関係の維持を主目的にサイクロトロン破壊への補償・埋め合わせ的な意味合いで、1945年12月15日の関係者の拘束の解除と、研究施設のへの自由な立ち入りを認めたWX88780へと至り、この緩和路線の延長線上に、1946年8月9日のFECへの提案があるとの示唆がなされてきた。

確かに日本の原子力研究の規制には日本人科学者の協力が必要不可欠との考えから友好関係を維持すべく、基礎的な核物理学の研究を認めるべきだとの考えが存在していた。しかしGHQ/SCAPはサイクロトロンの破壊によってアメリカ国民や議会が原子力の厳格な管理に関心を寄せている中で、日本の原子力研究への管理・規制が緩慢であると非難を受けることを最も恐れていた。それゆえにサイクロトロンの破壊とその批判を契機に、日本における原子力研究の公示と非公示の指示の不整合の解消が喫緊の課題であると認識したのであった。そして限られたESSの人的資源を鑑み、あえて禁止する必要がないと判断されたのが、基礎的な核物理学分野の研究であった。

以上のGHQ/SCAPの意向を踏まえながら、トルーマン政権内では国連原子力委員会における原子力の国際管理交渉や占領下のドイツにおける研究の規制状況といった関連政策との不整合さを解消することをも考慮し、基礎的な核物理学の研究緩和を目指した。そして、公示しなければ実効的な研究規制とならないことを踏まえて、かつ、サイクロトロン破壊のような批判の二の舞いを恐れて単独行動よりも、その責任を共有させるべくFECへと提案したのであった。

つまりトルーマン政権はFEC各国の反対を予期しつつも、敢えて日本のために提案したというわけではなかった。FEC各国の反論は予期せぬものであり、結果、トルーマン政権は緩和を断念し、FECとしての多国間決定を取り付けることを最優先としたのである。このことは、トルーマン政権においては日本に基礎的な核物理学分野の研究・教育を認めない根拠となる十分な理由はなかったが、同時に、是が非でも日本に認めなければならない積極的な理由もまた存在しなかったことを示している。さらに、当該問題は荒廃した当時の日本の状況下においてはさして重要な問題ではなく、FECの最重要問題であった新憲法の公布・施行を前に不必要な対立をFECに持ち込みたくないとのトルーマン政権の配慮の結果であったとも言える。つまり1945年から47年1月における日本の原子力規制と緩和のトルーマン政権による一連の決定は、サイクロトロンの破壊に対する日本と科学者への補償・埋め合わせのみではなく、トルーマン政権が抱えていた国内外の様々な要因を考慮した結果であったと言える。

結局、トルーマン政権は当初の思惑と異なり、核物理学分野の研究におけるドイツと日本への対応の不整合さを解消することに失敗した。ここに原子力・核問題をめぐる日米両国の特殊な関係性の萌芽の一端を見出すことができるだろう。